

制定案

地区の境界の廃止と変更に関する規定を改正する件

提案者： RID2780 茅ヶ崎ロータリークラブ

国際ロータリー細則を次のように改正する（国際ロータリー細則第 40 ページ）。

第 15 条 地区

第 15.010. 節 創設

理事会はクラブを地区に分類し、地区の各境界を設定する権限を有する。

第 15.010.1. 節 境界の廃止と変更

理事会は、~~クラブ数が 100 を上回る地区、あるいはロータリアンの数が 1,100 名未満の地区の境界を廃止あるいは変更することができ、その地区のクラブを近隣地区に編入させる、これらの地区をほかの地区と統合する、または分割できる~~ クラブ数が 20、またはロータリアンの数が 1,100 名未満の地区のクラブを近隣地区に編入または統合、あるいはクラブ数が 100、またはロータリアンの数が 5,400 名を上回る地区を分割することができる。さもなければ、地区内クラブの過半数の反対がある場合は、いかなる地区の境界も変更しないものとする。理事会は、関係地区のガバナーおよびクラブに相談し、これらのガバナーおよびクラブが、提案されている変更や合併に対して要望事項を提出する然るべき機会が与えられた後に初めて、地区の境界を廃止あるいは変更することができる。理事会は、地理的境界、地区発展の可能性ならびに文化、経済、言語、およびその他該当する要素を考慮するものとする。理事会は、新たに編成される地区や統合される地区における運営管理、リーダー構成、代表選出の手續を規定するものとする。（本文終わり）

注：削除する箇所には抹消の線が引かれ、改訂された本文には載らない。

改訂される文書には下線が引かれている。

趣旨と効果に関する声明文

地区の境界を設定する際、統合・分割いずれの場合もクラブ数、会員数の両方に基準を設けることで、各地区の適正な規模を維持するためのより柔軟な対応を可能とする。